

## 4. 岡山大学環境理工学部規程

〔平成16年4月1日  
岡大環規程第1号〕

改正 平成17年3月15日規程第1号  
平成18年1月26日規程第1号  
平成19年2月 1日規程第1号  
平成20年3月 6日規程第1号  
平成21年1月 8日規程第1号  
平成22年3月10日規程第1号  
平成23年2月 3日規程第1号  
平成24年2月 2日規程第1号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号。）及び岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）の規定に基づき、岡山大学環境理工学部（以下「本学部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (本学部の目的)

第2条 本学部は、広く環境理工学に関する知識を授け、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的、創造的及び応用的能力を有する人材を育成することを目的とする。

### (自己評価等)

第3条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

### (教育研究等の状況の公表)

第4条 本学部は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

### (組織的研修等)

第5条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施する。

### (学科)

第6条 本学部に次の学科を置く。

環境数理学科

環境デザイン工学科

環境管理工学科

環境物質工学科

### (副学部長)

第7条 本学部に副学部長を置く。

2 副学部長に関し、必要な事項は、別に定める。

### (学科長)

第8条 本学部各学科に学科長を置く。

2 学科長に関し、必要な事項は、別に定める。

### (授業科目及び単位数)

第9条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 個々の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各学科の授業科目及びその単位数は、別

表第1のとおりとする。ただし、別表第1に定めるもののほか、必要があるときは、特別に授業科目を開講するものとする。

(授業の方法)

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位の計算方法)

第11条 授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

四 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前三号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

五 卒業論文（環境数理学科においては情報課題研究を含む。）については、それに必要な学修等を考慮して10単位とする。

(授業科目の公示)

第12条 授業科目、授業担当教員及び授業時間表は、学年の始めに公示する。

(成績評価基準)

第13条 本学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定めて公表する。

(履修手続)

第14条 学生は、履修しようとする授業科目を、学年の始めの指定する期日までに、所定の手続により、学部長に届け出なければならない。

2 前項の期限内に手續が完了できない特別の理由が生じた場合は、所属学科の承認を得て届け出ることができる。

3 他学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て当該学部長の許可を受けなければならない。

4 他学部学生が本学部の授業科目の履修を希望するときは、所属学部長を経て願い出なければならない。  
(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 学生が他の大学（外国の大学を含む。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。）の授業科目を履修しようとするときは、所属学科の承認を得て、所定の様式により学部長に願い出るものとし、当該大学又は当該短期大学との協議の成立が得られたものについて、許可するものとする。

2 前項により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で、教授会の議を経て学部長が本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定できるものとする。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修を希望するときは、所属学科の承認を

得て、所定の様式により学部長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項による学修その他文部科学大臣が定める学修については、教授会の議を経て学部長が本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定できるものとする。
- 3 前項の規定により認定することができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(単位の認定)

第17条 授業科目を履修した者に対しては、第13条に規定する成績評価基準に照らし、授業担当教員が単位を認定するものとする。

- 2 前項の認定は、「A+」、「A」、「B」、「C」及び「F」の評語をもって表し、「A+」、「A」、「B」及び「C」を合格、「F」を不合格とする。ただし、必要と認める場合は、「A+」、「A」、「B」及び「C」の評語に代えて、「修了」又は「認定」とすることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第18条 学生が本学部に入学する前に、大学若しくは外国の大学（外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）又は短期大学若しくは外国の短期大学（外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）での履修又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科での学修により修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て学部長が本学部に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定できるものとする。

- 2 前項の規定により、修得したものと認定できる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15条及び第16条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業論文)

第19条 卒業論文（環境数理学科においては情報課題研究を含む。）の履修要件は、別に定める。

(卒業の要件)

第20条 卒業の要件は、4年以上在学し、別表第2に定める単位数以上を修得することとする。

(転学科、転学部、編入学及び学士入学)

第21条 本学部内の転学科、他学部又は他大学からの転学部、編入学及び学士入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、許可することがある。

- 2 他大学へ転学を志願する者は、受験許可発行願を提出の上、手続を行うものとする。

(再入学)

第22条 願いにより退学した者で再入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、許可がある。

- 2 前項により再入学を志願する者は、その理由を記載した願書を学部長に提出しなければならない。  
(在学期間の通算等)

第23条 第21条第1項及び前条第1項の規定により転学科、転学部、編入学、学士入学及び再入学を許可された者の在学期間の通算及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

- 2 学則第30条第2項及び第3項の規定による科目等履修生としての学修期間の修業年限への通算について、別に定める。

(教育職員免許状)

第24条 本学部において取得することができる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	教育職員免許状の種類	免許教科
環境数理学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	数学・情報 数 学
環境デザイン工学科	高等学校教諭一種免許状	理科・工業
環境管理工学科	高等学校教諭一種免許状	理 科
環境物質工学科	高等学校教諭一種免許状	理 科

2 前項の教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第25条 本学の学生以外の者で、本学部の授業科目について履修を志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第26条 他の大学（外国の大学を含む。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。）の学生で、本学部の授業科目について聴講を志願する者があるときは、当該大学又は当該短期大学との協議に基づき、教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の取扱いについては、別に定める。

(委託生)

第27条 公の機関又はその他の機関からその所属職員につき、聴講科目若しくは研究事項を定め、又は研修について委託の願い出があるときは、教授会の議を経て、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生の取扱いについては、別に定める。

(研究生)

第28条 本学部において、特定事項の研究を志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の取扱いについては、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学環境理工学部規程等を廃止する規程

（平成16年岡大環規程第1号）により廃止された岡山大学環境理工学部規程（平成15年岡山大学環境理工学部規程第1号）の例による。

#### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1  
教養教育科目  
○各学科共通

科 目 区 分		授 業 科 目 及 び 单 位 数	履 修 要 件
ガイダンス科目			
主題科目	現代の課題		履修に係る要件 は各学科の定め るところによる。
	人間と社会		
	健やかに生きる		
	自然と技術		
個別科目	人文・社会科学	開講授業科目及びその単位数について は、岡山大学教育開発センター長が学年 の始めに公示する。	
	自然科学		
	生命・保健科学		
	情報科学		
外国語科目	英語		
	ドイツ語		
	フランス語		
	中国語		
	韓国語		
	ロシア語		
	スペイン語		
	イタリア語		
	日本語		

専門教育科目  
○環境数理学科

科 目 区 分	授 業 科 目	单 位 数
学部共通科目	[必修科目] 環境理工学入門 [選択科目] 技術者倫理 キャリア形成論	2 2 2
専門基礎科目	[必修科目] 線形代数I 線形代数II 線形代数II演習 統計学I [選択科目] 統計学II 現代の物理学 基礎から力学 現代の化学	2 2 1 2 2 2 2 2
環境科学系 科 目	[選択科目] 環境と生物 環境生物学 気象と水象 環境と地理	2 2 2 2



科 目 区 分	授 業 科 目	単位数
	環境情報モデル学	2
	環境数理生物学	2
	偏微分方程式とその応用	2
	環境統計科学 I	2
	環境統計科学 II	2
	応用数理 I	2
	応用数理 II	2
	環境数理モデル A	2
	環境数理モデル B	2
	計量アナリシス II	2
	環境統計モデル	2
	[自由科目]	
専 門 科 目	情報と職業	2
	情報数理インターナーシップ	2
	情報化社会と技術（工学部開講）	2
	計算機アーキテクチャ I（工学部開講）	2
	土壤科学概論	2
	植生管理学	2
	廃棄物マネジメント	2
	景観論 I	2
	数値解析学	2
	農村整備学	2
	森林環境論	2
	環境政策論	2
	労働環境工学	2

上記以外の授業科目で、学科が認める科目については、自由科目として取扱う。

#### ○環境デザイン工学科

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数
学部共通科目	[必修科目] 環境理工学入門 技術者倫理 [選択科目] キャリア形成論	2 2 2
専門基礎科目	[必修科目] 情報処理入門 基礎からの力学 現代の物理学 [選択科目] 線形代数 I 統計学 I 現代の化学 線形代数 II 統計学 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2
環境科学系 科 目	[必修科目] 水質学	2



科 目 区 分	授 業 科 目	単位数
専 門 科 目	水理設計学及び演習 流域環境学 環境水理学 河川環境学 沿岸環境学 〔選択科目〕 E 群 上下水道学 環境微生物学 衛生薬学 II (薬学部開講) 〔選択科目〕 F 群 計画数理 交通計画学 景観論 II 及び演習 環境計画学 都市解析学 計画学演習 〔選択科目〕 実験系 土質試験法及び実験 材料試験法及び実験 水理計測法及び実験 水・環境質計測法及び実験 〔選択科目〕 実習系 環境デザイン工学インターンシップ	3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1

上記以外の授業科目で、学科が認める科目については、選択科目として取扱う。

#### ○環境理工学科

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数
専門基礎科目	学部共通科目 〔必修科目〕 環境理工学入門 技術者倫理 〔選択科目〕 キャリア形成論	2 2 2
	基礎科学系 科 目 〔必修科目〕 情報処理入門 物理入門 現代の化学 〔選択科目〕 統計学 I 統計学 II 基礎からの力学 物質化学入門	2 2 2 2 2 2 2 2
	環境科学系 科 目 〔必修科目〕 環境と生物 気象と水象 環境と地理 〔選択科目〕	2 2 2



科 目 区 分	授 業 科 目	単位数
専 門 科 目	地盤防災工学	2
	環境経済学	2
	環境情報処理	2
	応用解析学B	2
	水域環境管理学	2
	コンクリート工学	2
	環境管理工学実習	2
	地形情報管理学	2
	森林環境論	2
	景観管理学	2
	外国書講読	2
	地形情報管理学実習	2
	土地利用計画学演習	2

上記以外の授業科目で、学科が認める科目については、選択科目として取扱う。

## ○環境物質工学科

科 目 区 分		授 業 科 目	単位数
専門基礎科目	環境科学系 科 目	実践型水辺環境学及び演習 I 実践型水辺環境学及び演習 II E S D学外実習	2 2 1
		[必修科目]	
		物理化学A	2
		熱力学	2
		物理化学B	2
		物理化学C	2
		化学結合論 I	2
		化学結合論 II	2
		無機化学	2
		有機化学 I	2
		有機化学 II	2
		高分子化学 I	2
		化学工学A	2
		化学工学B	2
		反応工学	2
		外国書講読	2
		環境分析化学実験	2
		環境化学実験 I	1
		環境化学実験 II	1
		環境化学実験 III	1
専 門 科 目		卒業論文	10
		[選択科目]	
		応用解析学A	2
		応用解析学B	2
		環境分析化学	2
		機器分析	2
		固体化学	2
		セラミックス物性化学	2
		無機材料化学	2
		有機化学III	2
		環境有機化学	2
		高分子化学 II	2
		分離工学	2
		環境触媒化学	2
		化学プロセス工学	2
		化学装置設計	2
		環境政策論	2
		労働環境工学	2
		環境物質工学実習	1
		環境物質工学各論 I	1
		環境物質工学各論 II	1

上記以外の授業科目で、学科が認める科目については、選択科目として取扱う。

別表第2

学 科 区 分		教養教育科目	専 門 教 育 科 目		合 計 单 位
			専門基礎科目	専 門 科 目	
環境数理学科	必修	6	9	35	128
	選択	24	10	28	
	自由	—	—	16	
環境デザイン工学科	必修	6	12	37	129
	選択	26	16	32	
	自由	—	—	—	
環境管理工学科	必修	6	16	58	129
	選択	27	6	16	
	自由	—	—	—	
環境物質工学科	必修	6	10	43	130
	選択	29	14	28	
	自由	—	—	—	

履修にあたっては、所属学科の指導を受けること。